

ペスタロッチの政治観の一断面

—Stäfner Volksbewegung に対する見解と態度—

田 辺 和 徳

(I)

「われわれの前にある前例もないほどの歴史的破局の執行者であるとともに犠牲者でもあるわれわれに対して、ただ人間の本質や使命に関してのみならず、人間の自己危害に関しても、あらゆる努力と払って、これを明らかにすることが、教育者的・援助者的意志の任務である——たとえそれを明らかにすることが、彼の肯定したがる心情に対して、どのような苦い苦痛を与えようとも——と確信していたペスタロッチ、彼こそ、未だ耳にしたことのない感銘をもって語りかけてくれるにちがいない。」¹⁾リット Theodor Litt は、1945年のドイツ・ファシズムの崩壊の翌年、時にペスタロッチ Johann Heinrich Pestalozzi (1746—1827) 生誕 200 年に当って、戦後の混迷とドイツの新しい歴史の建設の課題に直面しつつ、このように述べている。「われわれは、『権力の動物心』 Tiersinn der Macht によってもたらされる国家の解体Auflösung を、その国の成員として体験した。また、あの惨悪な権力がそれによって自らを強固にし、また保持しようとしたあの強制手段や誘惑技術を、その全き非道性において知ったのである。」²⁾リットは「権力の動物心」

「権力の動物的利己心」 tierische Selbstsucht der Macht に関するペスタロッチの思想を引き合いに出しながら、そこにこそあの破壊的な権力の本質を見たのである。ペスタロッチは、人間の悲惨と不幸の最大の源泉が、この「権力の動物心」に支配された政治の領域に存することを、18 世紀後半から 19 世紀にかけての歴史的社会的現実の中で、明瞭に把握していた。「ペスタロッチは、人間のおかず最大の過誤の源泉を、火山の爆発にも以た形でもってわれわれ現代人を打ちのめしたところのあの人間行為の領域の中に、つまり〈政治〉Politik の領域の中に発見するのを耳にするとき、われわれは一人の予言者が語っているのを聞く思いがする。」³⁾

ここに、かなり長いリットの言葉を引用したのは、ドイツの例はまたわが国の例であったということ、あるいは、スイス本国を除けば、ペスタロッチ没後 150 年に当り様々な記念行事や論文で最も熱烈にペスタロッチに賛辞を与えたのが、ドイツであり日本であったということを想起さ

1) Litt, Th.: Der lebendige Pestalozzi. 1952 S. 66 同書所収の“Pestalozzi.” Zum 200. Geburtstagは、1946年に発表されたものである。

2) Litt, Th.: *ibid.* S. 72

3) Litt' Th.: *ibid.* S. 66

せるためではなく、人間の幸福と人間の権利に対する関心を生涯にわたってもちつづけたペスタロッチにとって、人間の現実生活を規定する歴史的社会的諸条件、特に政治の問題は、関心事外のことではなく、そこに大きな重要性を見ていたということを示すためにはかならない。同時代者ニーデラー Johannes Niederer は「ペスタロッチは、彼が教育者となる前は政治家 Politiker であった。そして、政治においても、教育においてと同様に創造的であった。政治自体が、彼を教育者となしたのであり、政治は人間を助けるもの、人間形成的なものとならなければならないと確信させたのであった」と証言している。「私の政治のはじめも終わりも教育であった」といわれる所以である。バルト Hans Barth がいみじくも指摘するように、ペスタロッチにあっては「国家と社会、法律と経済に向けられた諸研究が、通例一人の教育者の仕事と考えられがちな業績全体の中で、法外に大きな部分をなしている」のである。

このような事情によってこそ、ペスタロッチにおける、一つの楕円の二つの焦点ともいうべき教育と政治の関係の認識の上に立って、バルトは「ペスタロッチの業績をその全領域において、また、その根源的な意図に従って把握しようとするものは、その業績を二つの局面、つまり教育(学)の局面 Aspekt der Pädagogik と政治(学)の局面 Aspekt der Politik におかねばならない」としたのである。本稿は、このようにして、ペスタロッチの教育思想及び実践の重要な一基底をなす政治観の考察を意図するものであるが、それは第一に、ペスタロッチの業績と思想体系における〈政治〉の占める比重の大きさに基づいている。

ペスタロッチの政治観の考察の第二の意義あるいは必然性は、ペスタロッチの教育思想の具体的内容が、極めて高度に、社会的政治的性格をもっているという点にある。例えば、一般に、調和 Harmonie の原理といわれる人間諸力の調和的均衡的發展の思想と方法原理は、産業革命の進行の中で機械の導入による人間の一面的労働による疎外、畸形化の現実の進行と深くかかわっているし、基礎陶冶 Elementarbildung の思想は、時のヘルヴェティア共和国の国家理想と深くかかわっているのである。彼の教育思想を、その目的、内容、方法において把握するためには、その背景をなす時代状況とそれへの一対応としての政治観を踏まえる必要があるのである。

ところで、歴史的研究の主要な意義は、現代という視座において存在するといわれる。このことは紛れもなく真理であろう。しかしそのことは、性急に現代的課題に対して、過去の歴史が何を教えるかという問への解答を直接的に引き出すということではないと思われる。その過程には、厳密な科学的媒介が必要とされる。ここでのペスタロッチの政治観の考察は、基本的には、教育と政治の関連構造という教育学の極めて原理的な問題をも含めて企図されるが、このことは、彼の実践と思想を規定した歴史的諸条件と現代のそれとの構造における一致点と相異点を明

4) Vgl. Barth, H.: Pestalozzis Philosophie der Politik 1954 S. 20

5) Dejung, E.: Pestalozzi im Lichte zweier Zeitgenossen: Henning und Niederer 1944 S. 76

6) Vgl. Barth, H.: *ibid.* S. 28

7) Barth, H.: *ibid.* S. 17

8) Barth, H.: *ibid.* S. 24

確にしその上に位置づけるという作業の基礎に立たなければ可能ではあるまい。この歴史的規定性を無視して、直接に現代に重ね合わせることは、時に人を誤らしめる危険をも招くので慎重でなければならない。このことは、就中ペスタロッチ研究の歴史を見ると、格別に要請されることと思われる。

歴史的研究の意義を、いま、ペスタロッチの政治観の考察という問題に即して見ると、ランク Adalbert Rang が「実存論のないし存在論的研究に、概念の具体態がとってかわらねばならない」とし、伝統的な「精神的な方法」に対して、「具体的歴史的方法」を先行させようとしたこと¹⁰⁾の意義が理解される。ランクは、単に“政治的著作”に限定せず、書簡、小論文等に拠ってその研究を進めた。ここで第一次の史料の欠如・不足は、本稿に限界を与えているが、にもかかわらず、可能な限り事実的なものに即そうとするのは、ペスタロッチの政治観の考察に当って直面する一つの問である。それは、例えば、政治観の研究において主としてとり上げられる『探究』(『人類の発展における題によって自然の歩みに関する私の探究』Meine Nachforschungen über den Gang Natur in der Entwicklung des Menschengeschlechts. 1797)における思想と、彼の現実の実践・具体的行動の基礎にある立場との間の距離——時に矛盾的關係にすらある——の問題である。この問題を、つまり理論的立場と実践的政治的行動の「矛盾」の問題を提起したのは、ランクであるが、彼は次のように述べる。「ここで一方で理論的立場と、他方で実践的・政治的行動との間にあらわれているように思われる矛盾は、ペスタロッチに関する多くの書物において気付かれていないか、あるいは、人間学的、革命批判的にとりあげられた『探究』の部分の意味において一面的に説明せられている。このいずれも問題を明らかにすることなく、問題の周辺をめぐる。哲学的なペスタロッチと政治的なペスタロッチを共に関係づけて見るという、そこに設定されている本来の課題は、解決されないままである。それは単に哲学による彼の政治の解釈のみでなく、政治の側からの彼の哲学の解釈を要請するであろう。¹¹⁾二・三の研究を顧みると、バルトは、ペスタロッチの主要な政治的著作を検討して、政治的、法律的、経済的、道徳的、宗教的「再建」Wiederherstellungと「自立」Selbständigkeitを基本概念として抽出した。このことに対する内容的評価はさておき、彼自身、序言でのべているように、そこでは発展史的・歴史的検討は視野の外におかれている。¹²⁾また、シュプランガー Eduard Spranger の研究は「思考の基構、つまり、思考装置の三つの主要な分節を、彼(ペスタロッチ)の豊かな生活内容から切り離して¹³⁾」検討することを意図するものであった。これらの研究を直接念頭においてかおかずかは定かではないが、ランクによれば、「ペスタロッチの著作にあっては、どこでも、超時間的な本質直観が問題となっているのではなく、つねに歴史的・社会的に媒介せられた認識と確信が問題となっているのである」¹⁴⁾と述べここから、今日多くの場合『探究』によ

9) Vgl. Rang, A.: Der Politische Pestalozzi 1967. S. 159~

10) Rang, A.: *ibid.* S. 10

11) Rang, A.: *ibid.* S. 65

12) Barth, H.: *ibid.* S. 9

13) Spranger, E.: Pestalozzis Denkformen (1959) 3. Aufl. 1966 S. 35

って代表される〈本来的ペスタロッチ〉と、〈非本来的ペスタロッチ〉との区別・差異をめぐる困難をさけるためには、上述の如き、「概念の歴史的具體態」historische Konkretion der Begriffe が必要である¹⁴⁾と考えるのである。すなわち、「ただ事実からのみ」¹⁵⁾ allein von der Sache her ペスタロッチにおける思想と実践の統一性を見出そうと試みたのである。

このようなランクの指摘する理論的立場と実践的立場の距離——本稿もその一面を後に指摘するが——の認識に立って、ここでは、ペスタロッチが直面した時代の具体的政治的問題の一つとして1794—95年のチューリッヒ湖地方における民衆運動、シュテーフナー運動に対するペスタロッチの見解を対象を限定して、その政治観の一断面を、その内容をなす若干の点について考察することを試みる。このシュテーフナー運動は、フランス革命(1789)からヘルヴェティア共和国に至る段階のペスタロッチの政治観・政治的態度の変遷において重要な意義をもつものと思われるにもかかわらず、従来の研究、特にわが国における研究ではほとんど触れられていないのである。

(II)

ペスタロッチは、民衆に吹き寄せる「この時代の嵐」Sturm dieser Zeit の中で、時代の現実的諸問題に対決したのであるが、彼の活動思考の対象でもあり、またそれらを規定したところの18世紀後半を中心とする時代状況を見ておく必要がある。18世紀後半のヨーロッパは、その後、社会の支配的階級となってゆくブルジョアジーの歴史がその歩みをはじめフランス革命(1789)を中心とする時期に当るが、スイスのチューリッヒ地方を中心にして、特に民衆の状況と都市と農村との関係に焦点をおき、時代状況を見ることにする。

ペスタロッチがその市民であったチューリッヒZürichは、18世紀後半においては、「ドイツの市民階級の代表部 Vorort」¹⁶⁾をなしていたといわれ、また、のみならず、チューリッヒには当時のヨーロッパにおける一流の「大学」があり、ドイツやフランスを中心とする各国の諸思想が活発に持ち込まれていた。特に、時代思潮たる啓蒙主義・啓蒙思想は、その最盛期にあって、伝統的な封建思想との間に激しい斗いを展開していた¹⁷⁾。このスイスの啓蒙思想は、ガイスラー-Heinrich Geißler によれば、「道徳哲学の普及」Popularisierung der Moralphilosophie に中心をもっていたドイツのそれに比べて、政治的志向が強く、「政治における自由化」Freiwerden in der Politik にその主要な意義と性格をもっていた¹⁸⁾といわれる。その担い手は、市民階級、特に中産市民階級であり、「中産市民階級の解放運動」Emanzipationsbewegung des mittlern Bürgertums を志向

14) Rang, A.: *ibid.* S. 10

15) Rang, A.: *ibid.* S. 11

16) Geißler, H.: *Der soziale Pestalozzi* 1927 S. 5

17) Dejung, E.: *Heinrich Pestalozzi und die zürcherische Staatsreform zur Zeit des Stäfnerhandels 1794—1797.* S. 4

Vgl. Wartburg, W. von: *Geschichte der Schweiz* 1951. S. 144ff.

18) Geißler, H.: *ibid.* S. 5

していた。

革命以前は、政治的支配権は、他の多くのヨーロッパ諸国においてと同じく、スイスの農村地方にあっては、土地貴族階級に、都市にあっては、都市貴族階級にあった。ヘルヴェティア連盟は、13の主権を有するカントンと一連の保護領、従属地方よりなる統一のゆるい集合体であったが、チューリッヒは、この主権を有するのカントン（州）の中では、皇帝の都市として、ベルン Bern と共に最上席に位する産業・商業都市であった。²⁰⁾

「17世紀および18世紀は、ある意味において、スイスとしては繁栄の時代であった。スイスは、ヨーロッパでは、他に類を見ないほど、永い平和の状態に恵まれていた²¹⁾」というジリヤールの言葉にもかかわらず、18世紀後半ごろから、その背景には、大きな変化が生じつつあった。それは、特に、多くの都市において、高い経済的発展をとげ、高い文化的精神的発展を得る条件を備えていた市民階級の数的増大によってであった。これらの中産市民階級は、都市貴族階級に対する地位を上昇させ、都市の支配権を獲得してゆくとともに、都市貴族から、商業・手工業・マニュファクチュアに対する支配権を奪い、当時都市貴族の支配の下にあった農村地方に対する支配権をも獲得したのであった。

この都市の農村地方に対する支配については、「チューリッヒにおいては1775年には5000人の都市住民が、140,000人以上の農村の住民を支配していた²³⁾」といわれている。こうした都市に対する農村の従属の関係は、従前よりフランス革命からナポレオンの時代に至るまでも続いたのである。とはいえ、都市の資本主義的市民階級の農村に対する支配は、農村における大土地所有の土地貴族に対する支配力を獲得するまでには進行しておらず、従来の土地所有地方貴族は農民に対する支配を弱めることなく保持していた。従って農民は、従来の「1人の主人」（その下で賦役、十分の一税、死亡税等のくびきの下にあった）に加えて、都市に住む「多くの主人」の双方の支配の下におかれることになった。こうした中で、新たなマニュファクチュアという資本主義的生産様式の農村地方への浸透が進行してゆき、古い封建体制が徐々に解体してゆく基盤が醸成されていったのである。「新しく入りこんできた木綿紡績は、村を完全に荒らした。浮浪民たちは、金の価値を知らなかったし、突如として一週間で、以前の1ヶ月よりも、より多くの収入をあげることを知ったのである²⁴⁾」とペスタロッチが表現しているのは、こうした農村における家内工業者の増大と都市周辺農民の都市の工場労働者化の進行である。こうした人々と共に「ツフフトに属していない手工業者とプロレタリア、およびこれらの人々とともに生き、かれら

19) Geigler, H.: *ibid.* S. 5

20) ジリヤール, シャルル, (江口清訳)「スイス史」(白水社クセジュ文庫) 65頁以下。

21) ジリヤール, シャルル *ibid.* 55頁。

23) Geigler, H.: *ibid.* S. 6.

なお, Pestalozzi Sämmlische Werke (S. W. と略す) 10. Bd. bearbeitet von Emannel Dejung, Herbert Schönebaum. (hrsg. von A. Buchenau et al.) S. 508 の Sacherklärung 参照。

24) 柳久雄:「生活と労働の教育思想史」お茶の水書房 昭38.84頁 (Pestalozzi S. W. Bd 4 によってある。)

によって生活している人々よりも、さらにもう一段下に農民がいた。……一方では、貴族と僧侶、国家と都市の役人などほとんどすべての裕福な人々が、直接国税を全部または一部免除されており、それだけ直接国税は重く農民にかかった。その額は農民の純収入の70%までにのぼったことがあり、平均して純収入の50%以上を占めていた²⁵⁾という革命前フランスの農民についての言葉がほぼ妥当する貧農の存在があった。

こうした都市と農村との関係、農村における生産関係の変化と封建制度の残滓という状況の中で、チューリッヒ湖地方の農村地方であるシュテーファ Stäfa に起こった民衆運動がシュテーフナー運動 Stäfner Bewegung (シュテーフナー事件 Stäfnerhandel) であった。

(III)

シュテーフナー運動 (1795) は 1794 年の「建白書」事件 Memorial Handel に連続するものであり、その本質において、シュテーフナー運動 (事件) の考察は、この「建白書」事件から出発しなければならないであろう。

ヴァルトブルク Wolfgang von Wartburg によれば、「建白書」—シュテーフナー事件は、「チューリッヒの革命史における真の転換点²⁶⁾」をなすものであった。フランス革命の影響によって、チューリッヒ湖地方の農村地方においても、すでに政治的関心の高まりが見られその結果として、スイスの、特にこの地方の社会の現実の諸問題に対する認識と批判の眼が開かれていたのであるが、すでにライン河まで迫っていたナポレオンのフランス軍を背景に、こうした農村住民 (主として農民) の不満や批判や要求を表現したものが、この「建白書」=シュテーフナー運動であった。ペスタロッチのこれに対する見解と態度の考察に入る前に、この事件のあらましを、主として、ヴァルトブルクによって紹介略述しておく。

この事件は、チューリッヒ湖地方 (チューリッヒ湖北東岸部) のシュテーファ Sfäfa (地名) の、人間の諸権利や為政者と被統治者の相互的義務と権利等の政治的問題 その他について読書会という形で研究、議論を行なうことを活動の内容としていたある「読書会」Lesegesellschaft の活動にその発端をもっていった。この読書会の会員は、そこで把握した諸思想を祖国の現実に向け、祖国に進行しつつあった民衆の悲惨な状況やますます増大してゆく民衆の不安や苦悩の声を注意深く観察したのである。彼らは、祖国に近づいている政治的革新のために、特に都市に対する農村地方の従属を対等な関係におくために、何事いかに為すべきかを問題としたが、彼等は政府を怒らすことなく、また地方の安寧と秩序を乱すことなく、合法的に活動することが必要と考えた。この限界の内で可能なことは何か。この課題のために読書会は、現在の政治の欠陥と不正をより詳細に認識するため、資料を収集し、いくつかの論文を著わした。そして

25) カウツキー、カール：「フランス革命時代における階級対立」(堀江・山口訳 岩波文庫) 85頁

26) Wartburg, W. v.: Zürich und die französische Revolution S. 207

Memorial-und Stäfnerhandel に関しては、目にし得たもののうち、これが最も詳細である。ペスタロッチとの関係については、Emanuel Dejung : Heurich Pestalozzi und die helvetische Staatsreform zur Zeit des Stäfnerhandels 1794—1797 1930. がある。その他 Rufer, Alfred: Pestalozzi, die französische Revolution und die Helvetik 1928 を参照した。

1974年、これらの資料を整理して、チューリッヒ政府に対して「建白書」を提出することを計画した。

ヴァルトブルクの推定によれば、1794年の初め頃、この読書会の指導的メンバーの一人である外科医のプフェニガー Caspar Pfenniger は、この計画を遂行するに最も適当であると考えた若い陶工のネーラッヒャー Heinrich Nehracher に、農村地方住民の苦悩と要求を表現する「建白書」 Memorial を起草するように依頼した。ネーラッヒャーは、この読書会の会員ではなかったが、いくつかの文学的作品によってその文筆の才を認められていたのである。彼は読書会の集めた資料、論文、提言、討論にもとづいて、チューリッヒ湖地方の農民の中に高まっている様々な訴えと要求を一文にまとめた。

彼は、その後逮捕され尋問（誰がその文章を書かせたのか）に対して答えたように、「民衆の叫びと善良な友人たちの声」に従って民衆の意思と要求を反映させるべく努めた。それは『われわれの最も高貴なる長老方に対して配慮を求める言葉』(Ein Wort zur Beherzigung an unsere theuersten Landväter) という表題を与えられていた。この「建白書」は、次の七点にわたる民衆の要求を内容としていた。(1)農村のための憲法。(それまでは都市に対してしかなかった。)(2)商業の自由と職業の自由 (3)学問の自由 Studienfreiheit と農村住民の子弟にも聖職者の職につく権利を与えること。(4)十分の一税と地代の撤廃（これは憎むべき封建制の遺物であった。)(5)農奴制の残滓の廃棄 (6)軍隊生活における対等な地位 (7)時代の流れの中で忘れ去られているゲマインデ（村区）Gemeinde の権利と自由の回復²⁷⁾。このような政治的、経済的・社会的要求をその内容としていたのである。

このネーラッヒャーの起草による「建白書」は、当初からごく秘密裡に読書会の会員によって検討せられた。しかし、密かにという配慮にもかかわらず、「建白書」の写しは、徐々に人々の間に広まってゆき、もはや秘密裡に事を運ぶことが困難となったため、読書会は、チューリッヒ湖地方の他のゲマインデの理性あり信頼できる人々に呼びかけ、「建白書」を検討して最終的な修正を加えることを目的として会合をもつことに決めた。この会合は、1794年11月11日、19日に、「できるだけ密かに」という配意の下に行なわれたが、にもかかわらず、当局に知られるところとなり、2回目の会合の時、プフェニガー他は尋問のためチューリッヒ市へ行くよう命ぜられそこで逮捕された。その後、他の参加者達に対する厳しい尋問・調査が引続いて行なわれ、11月28日、当局は「建白書」のコピーの全部の回収を命じた。同じころ、執筆者ネーラッヒャーをはじめシュタッパー Sfapfer 等が逮捕された。しかし、こうした当局の厳しい態度にもかかわらず、12月に入って事態はますます緊張したものとなっていった。翌1795年1月13日、14日の裁判において、ネーラッヒャーは6年、プフェニガー、シュタウプ Staub には4年の国外追放、その他の罰と約70名に対して罰金刑が科せられた。

この「建白書」事件は、1795年1月の都市と農村に対する「布告」Proklamation をもって終わるはずであった。この「布告」の内容は、政府は「建白書」の執筆者達を「危険な扇動者」であり、都市と農村との間の幸福な結合関係を全面的に破壊しようとして企てた、それ故、厳しく処罰されねばならないというものであった。

チューリッヒ市当局にすれば、事件はこれで終末を迎えるはずであったが、当局は、しかし、農村の民衆の政治的自覚の覚醒を勘定に入れることをしなかった。たちまち、政府のとった処置に対する批判が湧き上ってきた。事実、政府が終末を迎えたと考えたその日から、新しい民衆運動が開始されたのである。

27) Wartburg, W. v.: Z. u. f. R. S. 209

この第二のものが、シュテーフナー運動なのである。

このシュテーフナー運動は、第一の、建白書事件と密接に結合しており、そこから直接に生じたものであった。しかし、それは、ヴァルトブルクによれば、次の二つの点で、第一のものとは異っていた。第一には、その運動の拠り所をもはや「建白書」に求めず、古い（15～6世紀）の農村地方の権利を認めた文書に求めたという点である。第二には、「建白書」事件においては、運動が少数の指導的人物によってのみ担われていたに対し、多くの民衆の中へ、また他の地方へまで浸透していったという点である。²⁸⁾

この民衆運動は、先の「建白書」事件に参加した人々を中心としていた。1795年2月初めキュスナハト Küssnacht（ゲマインデの名）の住民、次いでホーゲン Hogen(同)、マイレン Meilen その他の住民も、古い調印文書の有効性に関してチューリッヒ市当局に回答を求める運動に加わった。問題は、枢密評議会 Geheimer Rat にまでもち込まれたが、評議会は、その具体的な内容に関しては回答をせず、かかる質問をする者は、扇動者・暴動者と見なすという決定をしたのである。このことによって問題は更に深刻になり、シュテーフナーでは、調印文書を法廷に出し裁判で争うことをゲマインデの集会で決定し、当局の禁止にもかかわらず、集会で要求と主張を続けることにした。枢密評議会は「布告」により集会を禁じる等の抑圧を策したが、安穩の回復には程遠く、かえって民衆の反感を強めた。都市チューリッヒに対する無条件の従属に対するシュテーフナーのこうした反抗は、公然たる抗争に発展し、6月29日の市当局の最後通ちょうに対しても、その態度を変えることなく、結局、7月5日 日曜日、当局は2000人の軍によってシュテーフナーを占領し、指導者等を逮捕、9月2日の大評議会 Großer Rat の判決により、指導者ボドマー Bodmer は終身刑他に約260人が徴役あるいは罰金刑を受けた。³⁰⁾以上が表面的な事件の推移のあらましである。

このシュテーフナー民衆運動の本質はどこにあるのか。それは、史料に即したより厳密な検討を必要とするであろうが、ここでは若干の文献によって、その本質に迫るほかはない。すでに時代状況の把握の所で、本質的原因となる背景について触れておいたが、このシュテーフナーの民衆運動の本質に関し、デュンク Emanuel Dejung は、「シュテーフナー事件は、古いスイス同盟の時代遅れになった国家形式と経済形態を合法的な方法に従って新しい現実に適合させようという農村地方の試みを示すものであった。その出発点は、遅かれ早かれ、都市の支配の廃棄を招来しなければならぬという農村住民の深い不満にあった。チューリッヒは、ベルンに支えられて、都市市民の特権の上になたてられた体制を暴力をもって正当化し保持しようと確信したのである」と述べ、都市の農村に対する支配関係という不平等にその原因を見ている。既に見た「建白書」の要求内容が示すように、農村地方の都市に対する従属は、次の三点にあった。第一に政治的には、都市の立法・政治体制の中に代表をもたない上、ゲマインデは、ほんの一部分においてしか自治権を有していなかった。第二に、経済的には、農民は農耕、牧畜と小規模の手工業にその職業を制限せられており、工業や商業の経営は都市の権利に属していた上に、すべての生産

28) Wartburg, W. v.: Z. u. f. R. S. 221

29) 大評議会 Großer Rat 212人、これが選挙した50人によって小評議会 Kleiner Rat が構成される。Geheimer Rat は12人より成りこれらのうち、最上位にあった。(Vgl. S. W. 10. Bd S. 508)

30) Vgl. S. W. 10. Bd S. 510

31) Dejung, E.: *ibid.* S. 12

物の売買（生産物の販売と原料の購入）は、ただ都市チューリッヒにおいてのみ行なわれていた。第三に、社会的には、農村の住民は、政府や軍隊における一切のよき地位から閉め出されており、聖職者は、都市チューリッヒ及びヴィンテルトゥーア Winterthur の市民の子弟に限られていたのである³²⁾。

ガンツ Hans Ganz は、その事情を次のように書いている。「ごく少数の大農民は、家畜・チーズ・ブドー酒等の販売で富裕であった。中農は、その地代を払う金を全くもっていなかった。封建制の重荷は、しかし、国家の第一の収入源を意味していたのである。それは主として、十分の一税に基づいており、若干の農村領主の領地においては、未だに、農奴制、賦役、死亡税に負っていた。小作農は、その負債を払うこともできず、いつも借金をかかえていた。彼らは、製粉業者、食堂主、屠殺業者、企業主や工場主等と共に、ますます成長してゆく自由運動の先頭に立ったのである。ツフットの独占によって、ある種の手工業は、一般に農村に対しては禁止せられており、商業もまたそうであった。原料とマニファクチュアの生産物は都市で、都市によって決められた価格で売られねばならなかった。」³³⁾

資本主義的工場主や商人達が都市で無税であったのに対し、農村の民衆は、高い税の負担に苦しんでいた。しかしながら、農村に生まれた者は、他の有利な職業への道は制限されており、農業をやめ、他の生業を始めることはできなかった。

こうした諸種の制限と支配に反対して、チューリッヒ湖畔の農村地方の住民は、商業の自由や職業の自由、学問的な職業やより高い官吏への道、また、こうした新しい権利や自由を保障し確保するものとしての政治への参加を要求したのであった。

（Ⅲ）

シュテーフナー民衆運動に対するペスタロッチの関与は、自由や権利に関するその思想的政治的関心によってのみならず、次の三つの条件によって強められたと考えられる。第一は、地理的条件である。「建白書」事件のただ中に、ペスタロッチはパリへの旅行から帰国し、リヒターマヴィル Richterswyl のホッツェ Dr. Hotze のもとに滞在したが³⁴⁾、この地はシュテーフナーの対岸部に当るチューリッヒ湖畔の地であったのである。第二は、個人的条件である。ホッツェはペスタロッチの親類に当り、その（ホッツェの）妻は、運動の指導者の一人であるプフェニガーの娘で、シュテーフナーの出身であった³⁵⁾。こうした個人的関係によってである。第三は、後でふれるように、ペスタロッチ自身が、一部の友人達から「建白書」の執筆者ではないかと思なされていた

32) Dejung, E.: *ibid.* S. 9.

33) Ganz, H.: *Pestalozzi*. 1966 S. 103

34) Vgl. Johann Heinrich Pestalozzi. *Sämtliche Briefe* (S. Br.) Bd III. S. 537 ; Rang, A.: *ibid.* S. 49.

35) Dejung, E.: *ibid.* S. 20 ; *Pestalozzi*, S. W. 10. Bd S. 509

36) *Pestalozzi*, S. W. 10. Bd. S. 509 ; S. Br. Bd III S. 540.

という事情によってである。

ペスタロッチは、彼の表現に従えば、「祖国の内臓をも引き裂く嵐」Sturm, der mein Vaterland in seinem Eingeweiden zerreit の中で、「無為に」untätig 時を過ごすことはできなかった。彼はこのシュテーフアの民衆運動に関して以下の如き著述において、市当局と民衆に訴え、自らの見解を表明している。³⁷⁾(1)『チューリッヒの農民と当局の状態と状況について——そこから帰結する訴願と当局の処置一』Über den Zustand und [die] Lage des Zürcherischen Landvolks und des Magistrats. — seine daher resolutierenden Beschwerden und das Benehmen des etzern. Frühjahr 1795) (2)『農村の都市に対する不満の原因』(Ursachen der Unzufriedenheit des Landes gegen die Stadt. Frühjahr 1795)(3)『チューリッヒ地方に起こっている民衆運動の本質に関する覚え書』(Note über die Natur der in Zurichgebiet sich äußerenen Volksbewegung, 1795) (4)『危険をさけるために』(Zur Abwendung der Gefahr 1795) (5)『シュテーフナー運動の犠牲者のための弁明』(Fürsprache für die Opfer der Stäfner Bewegung 1795) (6)『チューリッヒ湖畔の自由の友へ』(An die Freunde der Freiheit am Zürichsee und der Enden 1795) その他書簡など。

このように、短いものながら、ペスタロッチは度々ペンを執っている。「彼が何と倦むことなく繰り返してペンを執り、あらゆる可能な方向で働きかけようと試みたかは、注目に価する。遠くアールガウ Aargau にあろうとも、無私に、また、進んで助けになろうとして、チューリッヒ湖畔の民衆に対して、その窮迫の日々を短くするために時を費したのである。³⁸⁾」

こうした著作によって、彼の政治的態度・見解を検討することができる。まず、ペスタロッチの立脚点はどこにあったのだろうか。彼は「わたしは低い階層の渦中でわたしの生活を過ごしてきました。民衆の経験はわたしの経験であり、民衆の感情はわたしの感情であり、民衆の真理はわたしの真理です³⁹⁾」と、また、「民衆には、善意はあふれていても、ほとんど悪意はありません⁴⁰⁾」Es ist im Volk viel guter und wenig böser Wille. と述べているが、ここからして、彼が民衆の立場に自己を置き、民衆を弁護していることが知られる。それはこのシュテーフアの出来事を、「(民衆)運動」と呼んでいることからもうかがうことができる。ここで、民衆は、直接には、チューリッヒ湖地方の農民を中心とする住民であり、彼の運動に対する対応の立脚点は、フランス革命に関する著作の中で、「私は民衆の味方である⁴¹⁾」parteiisch fürs Volk と述べたように、民衆にあったのである。「農村に関する古い法律に基づく正義と都市の権力政治との斗いにおいて、ペスタロッチは、出生からすれば都市の側にあったが、心情と立場においては農村の主

37) これらは、Pestalozzi. S. W. 10. Bdに Sriften zur Stafner Volksbewegung. として収められている。それぞれの表題もこれに従った。

38) Dejung, E.: *ibid.* S. 20

39) Pestalozzi, Gesammelte Werke. hrsg. von E. Bosshart, E. Dejung, L. Kempfer, H. Stettbacher. (G. W.と略す。) Bd. V S. 349

40) Pestalozzi, G. W. Bd V S. 350

41) Pestalozzi, G. W. Bd V S. 297

張を正しいと考えたのである⁴²⁾」とデュンクは評している。また、ペスタロッチがリヒタースヴィルにあった1794年終り頃は「建白書」は、農村住民のみならず、都市チューリッヒ市民にとっても注目を集めていたが、彼がリヒタースヴィルにあること、運動の指導者の幾人かと知人関係にあること、農民の家へ出入りしていたこと、また、当時の農村の窮状について書いていたこと等の理由によってか、ペスタロッチを「建白書」の執筆者と見なす者も多かったということも⁴³⁾、当時の彼の立場を示していると思われる。

ところで、ペスタロッチは、この運動の本質的原因に関してどのような問題把握を行っていたか。「浄福の時代」selige Zeit は過ぎ去り「富と要求がすべての人間の階層の相互な立場を、悪賢い抑圧的な、浮動的なものに変えてしまった」「時代が緊張に満ち、技巧的で、しかもいろいろな面で不安なもの」となり、「必要と食困が広くわなと軽率との間で勝ち目なく争っている⁴⁴⁾」このように彼は時代状況を描き、その原因として、先ず、高位にある階層Vorgesetztenstandの墮落と下層官吏の無数の横暴や不正を指摘する。「農村地方にあらわれている不満の本質的な害悪は、下層官吏の無数の行為の仕方に対する幾重にもつみ重なった怒りの結果である⁴⁵⁾」彼によれば、この不正と不法に対する不満、圧制や横暴に対する反感に原因があるのであって、「平等や人間の権利に関する観念的な概念」⁴⁶⁾ idealistische Begriffe von Gleichgewicht und Menschenrechten にも、「民衆の精神の中にある活発な放逸さや騒乱への傾向」⁴⁷⁾にあるのでもないのである。

このように、彼は、運動の一つの原因を現存の政治の腐敗と不正に対する民衆の不満と反感に見るが、しかし、重要なことは、彼が事態の根本的原因を追究して、社会の歴史的变化にもかかわらず、依然として残存する旧封建制度という、政治的・経済的要因にかかわって把握していることである。すなわち、「その原因は、大部分、ここ一世紀のうち本質的に変化した農村の境遇と、この変化によって生じてきた新しい農村の要求——それは現存の公的な制度と未だ十分に一致させられていない——の単純な結果⁴⁸⁾」であると考えるのである。都市の市民と農民との関係は、もはや以前と同一ではなく、こうした社会的関係の変化の中で、一般に人間が感じるところの「新しい社会的要求の結果」⁴⁹⁾ eine Folge von neuen gesellschaftlichen Bedürfnissen にはかならない。この新しい社会的関係の変化とは、都市と農村の関係の変化である。「都市に対する農村の不満は古くからのものであるが⁵⁰⁾」それは、「都市のツンフト体制が農村のほとんどすべての職業をして都市に依存的にした⁵¹⁾」ことによるとする。「都市の商人は農村に対して支配階級が

42) Dejung, E.: *ibid.* S. 15

43) Dejung, E.: *ibid.* S. 15; Pestalozzi, S. W. 10. Bd. S. 509

44) Pestalozzi, G. W. Bd V S. 351

45) Pestalozzi, G. W. Bd V S. 350

46) Pestalozzi, G. W. Bd V S. 350

47) Pestalozzi, G. W. Bd V S. 353

48) Pestalozzi, G. W. Bd V S. 353

49) Pestalozzi, G. W. Bd V. S. 353f.

従属階級に対するような関係にあり⁵²⁾あらゆる手工業と商業は「農村に対してさながら裁判官の地位をもっている⁵³⁾」ところが、こうした「無制限の恣意に制限を加える法律の必要な形式は我々には、ほとんど一般的に欠けており⁵⁴⁾」このようにしてわれわれは、進歩する時代の中で成熟していない体制の中に静止している⁵⁵⁾」のである。「時代はこの我々の憲法体制の市民的制限(ツソフトのこと)に全く対立しており⁵⁶⁾」農村の住民はその生業において、その独立において、その名誉心において、都市の住民に、少なくとも工業地帯においては、一般的に抑圧的に依存している⁵⁷⁾」ままである。時代は、現実が権利と自由に合致することを求めており、このようにしてその地位の変化への願望は、これらの人々(農村住民)において、必然的に激しくなつてゆかざるを得なかつたのである。このようにして「農村の真の要求の感情と運動の原因が結合していることは否定できない⁵⁸⁾」と考えるのである。

また、『覚え書』においては、農村の民衆は、何らその運動によって政治の主権を奪おうとしているのではなく、この地方の人口過剰の事態が農業と並んで他の生業を必要としており、それを要求していること、従つて農村の要求は、個人的抑圧や失脚を旨とするのではなく、就中、商業と職業の自由が欠けているという点に向つて指摘し、このことを、商業が栄えているにもかかわらず、驚くべき貧困の中へ沈み込んだチューリッヒと産業や商業によって栄え平和を保っている他の都市(St. Gallen, Appenzel など)と比較しながら、教育施設の整備、確固たる法律改革及び自由な職業の承認を行なわれないう限り、経済的没落は避けられないとしている。彼によれば民衆の幸福な状態 Wohlstand は、政治的諸権利の保障と共に、経済的自立 wirtschaftliche Selbständigkeit にあるのであって、これを保証するものが、立法 Gesetzgebung に外ならない。

「現代は、ただ、われわれを立法における前進のみが全面的な経済的没落から救うことができる。⁵⁹⁾」

このように、事態の根本的原因は、人間の本性に存する暴動への欲求や、地方住民が本来反抗的であるという点にあるのではなく、歴史的社会的、特に経済的条件の変化の中にあり、事態は、そこに生じてくる場所の新しい社会的要求の結果にすぎない。とすれば、このシュテーフナー動に表現された民衆の要求は根拠あるものでなければならない。

この民衆の要求について、ペスタロッチは、それを次の四点にまとめその正当性を論じている。(1)商業の自由 (2)農民に対しては都市によって禁じられ制限されている手工業を営む自由 (3)説教のために学び、また聖職につく自由 (4)代表者の選挙へのより大きな参与の四点である。⁶⁰⁾ こうした自由と権利を民衆の要求として把握し、「農民を市民的にも道徳的にも低下させている⁶¹⁾」

50) 51) Pestalozzi, S. W. 10. Bd S. 276

52) 53) 54) Pestalozzi, S. W. 10. Bd S. 277

55) Pestalozzi, S. W. 10. Bd S. 278

56) Pestalozzi, S. W. 10. Bd S. 280

57) Pestalozzi, S. W. 10. Bd S. 281

58) Pestalozzi, S. W. 10. Bd S. 278

59) Pestalozzi, S. W. 10. Bd S. 285

60) Pestalozzi, S. W. 10. Bd S. 271f

状況を新しい民衆の要求にもとづく「立法の前進」によって改善すべきだと考えるのである。このような、シュテーフナー運動における民衆の要求やその発生根拠に関するペスタロッチの把握は、既に前節で見た所に一致しているといえることができる。

従って、『チューリッヒ湖畔の自由の友へ』の表題が示すように、ペスタロッチにとってシュテーフナー運動の主体は、「自由の友」Freund der Freiheit であった。社会的要求の満足は「自由への愛」Liebe zur Freiheit にもとづくにほかならない。「私は、だから、あなたがたのもとに、ほとんど一般的に自由への生氣ある愛lebhaftige Liebe zur Freiheit を見出して喜んだ⁶²⁾」という所以である。この「自由への愛」は、空腹を満たすように、罪なきもの、否むしろ、人間の向上をもたらすものである。「自由を渴望している人間は容易に市民的道德へみちびくことができる⁶³⁾。」

だが、「自由への生氣ある愛」は、その表現において、「過誤」Irrtum におちいりやすい。(ペスタロッチは Verbrechen (犯罪) と区別する。G. W. Bd v S. 443) シュテーフナー運動においてもそうだと彼は考える。「自由への生氣ある愛」は祖国の安寧と公的秩序の法に服従する義務という概念に結合している⁶⁴⁾のであって、あくまで「真の自由」wahre Freiheit を「合法の行動」Tat der Rechtschaffenheit に結合すべきであるとする⁶⁵⁾。「あなたがたの終局目的があなたがたの政府の政治力をくつがえすことであるという言葉が語られて以来、あなたがたはスイスに一人の友人ももはやもたなくなった⁶⁶⁾。」としてサンキュロッチィスムに反対する。「われわれの自由の力は、全くわれわれの真現の力の前進にかかっている。公けの確信の力に逆らうことのできる何の暴力も存しない⁶⁷⁾。」

このようにして彼は「自由への愛」の合法的実現と充足を説くことによって現存の法規範・政治体制と自由の要求との矛盾を解決せんとする。「自由は、他人を害しないすべてをなし得ることに存する。その結果各人の自然権の行使は他の社会構成員にこれら同種の権利を享有すること以外の限界をもたない。これらの限界は、法によってのみ、規定することかできる⁶⁸⁾。」1789年の『人および市民の権利宣言』は第四条にこう規定しているが、ペスタロッチが自由と合法の結合を説くのも、同様の自由の意義と限界の把握に立っているのである。

ところで、この「自由への愛」と法との矛盾の場面において両者の統一はしばしば困難である。シュテーフナー運動においてもそうであった。この点で、より具体的な見解をペスタロッチはのべている。それは「自由への願望を真の必要の限界内に止めよ⁶⁹⁾」Lenkt die Wünsche nach

61) Pestalozzi, S. W. 10 Bd S. 271

62) Pestalozzi, G. W. Bd V S. 360

63) Pestalozzi, G. W. Bd V S. 357

64) Pestalozzi: G. W. Bd V S. 360

65) " : G. W. Bd V S. 363

66) " : G. W. Bd V S. 365

67) " : G. W. Bd V S. 367

68) 高木八尺他編, 「人権宣言集」(岩波文庫) 131頁

Freiheit in die Schranken wahrer Bedürfnisse. ということである。自由を無限に拡大するのではなく、現実の、真の要求に限定するということによって、その真理にかなった発現形態が期待されるというのが、ペスタロッチの考えなのであった。為政者の側からすれば、そうした民衆の真の必要にもとづく「自由への愛」に応えること、彼のいう「民衆の感情を大事にすることによってのみ」⁷⁰⁾ nur durch Schonung der Gefühl des Volkes 祖国は救われるのである。ここに政治の根本原理を見出したのである。

しかし、ペスタロッチは、このような議論に止まらないのであって、かかる政治を実現して新しい社会的現実を招来する具体的方途をも探究したのである。見たように、彼にあっては、政治的問題が、そのにない手としての個人の内面の問題に引き下ろされる。それは、道徳的形を中心としながらも、人間の諸力の発展の保障としての教育の問題に到達するのである。シュテーフナー運動に関する著作においても、こうした民衆教育との関連は明瞭である。それは、特に、経済的自立を保障する職業的技術的陶冶施設等の提案となってあらわれている。

(IV)

このペスタロッチのシュテーフナー運動に対する政治的態度の問題に焦点して、これに先立つ時期と比較して、その特徴を明らかにする。この場合、1793年11月15日付のフェレンベルク宛の手紙を取り上げるのが好都合である。それはその内容が示すように、ペスタロッチの「政治の哲学」、『探究』執筆中のものであり、『探究』における政治的態度、及至意図を手短かに表現していると思われるからである。そして、それはまた、シュテーフナー運動に関与しての著作の直接前の思想段階を示すものと見ることができるからである。

この書簡は1793年の時点での政治的態度を示している。「純粋なキリスト教の原則を研究する場合には、いずれの宗派に対する個々の関心が消えてしまうように、この問題を研究する場合にも、民主制・貴族制・君主制に対する個々の関心はすべて消えてしまいます」⁷¹⁾ ここには、彼が政治の哲学を研究するに当って、個々の政体のいずれにも加担せず、超党派的 überparteiisch に政治の根本原則を探ろうとしたことが示されている。しかし、この1793年の超党派性に対して、シュテーフナー運動にあっては、全体的には、当局と民衆の調停者の位置に自らをおきながらも、その内容においては、民衆の立場に立っている。それは、その意味で党派的であるということができる。『探究』にあっては、現実の政治がそれに属する「社会的状態」gesellschaftlicher Zustand は、自然的・動物的状態の変形にすぎず、「万人の万人に対する斗争」Krieg aller gegen alle であり、その根本心情は、「動物的利己心」tierische Selbstsucht にあり、一切の権力 Macht はそれが権力である限り、この規定を免れることはできない。民主制も貴族制も君主制

69) Pestalozzi: G. W. Bd V S. 369.

70) Pestalozzi: S. W. 10. Bd S. 293

71) Pestalozzi: S. Br. Bd III S. 305

も、いっさいの可能な政治形態には、「専制への志向」Hinstreben nach Despotie が横たわっているもの、とされる。この思想は、フェレンベルク宛の書簡にそのままあらわれているが、こうした党派性の点で、1793年と1795年の間には、差異が見られる。

また、書簡ではこう述べられている。「従ってわれわれは現に生起する一切の事柄から身を引いて、われわれの関与しない悲惨な状況の中で、およそ民主主義とか貴族主義とかの一時的な熱狂の徴候を少しも伴っていないあらゆる出来事から独立している真理の基礎をわれわれのために追求しなくてはなりません。⁷²⁾ ここには、現実の具体的諸問題に積極的に関与することによってではなく、それとの間に距離をおいて、真理の基礎を求めるという態度が表現されている。こうした1793年の態度に対して、既に見たようにシュテーフナー運動に関しては、極めて精力的に関与して行なったのである。具体的に民衆運動の中に身を置いたか否かは定かでないが、少なくとも現実的関与を行なっているのである。こうした現実に対する態度においても、差異が明確である。

更に、民主主義乃至民主制の問題について見れば、「民主制の描写(像)は恐るべきものとなるでしょう。しかし、進んで貴族制と君主制との欠陥を見ると、それらも実は真の国家利益に反する民主制の暴力の小規模化と個別化にほかなりません⁷³⁾」「わたしは制度の根本的欠陥を、それが最も明瞭にあらわれる民主制うちに求めます⁷⁴⁾」と書簡において述べられているところから、格別、「民主主義」・「民主制」の批判的考察に重点をおいていたということが知られる。それは、同時期に「民主主義は、いつわりである。それはどこにも存在しない状態である⁷⁵⁾」(daß)Demokratisme eine Lüge sey, ein Zustand, der nirgend existiert といわれている点を重ね合わせてみると、1793年の時点では、民主主義に対する疑問が強くペスタロッチをとらえていたように考えられる。しかし、これに対して、シュテーフナー運動に対する彼の見解の基調は、「民主主義的心情」demokratische Gesinnung⁷⁶⁾ にあり、その内容において、従属地方農民の権利や自由に対する要求の承認など内容において「民主主義的」といえるものであった。ここにもまた、1793年と1795年の間に差異が存在するということができる。

このような、主としてフェレンベルク宛の書簡にみられる1793年の時点の政治的態度、現実に対する関与の仕方、民主主義に関する見解と、シュテーフナー運動に対するそれらの間には、一見するだけでも差異が見られる。これは、より精しく吟味する必要のある問題であろう。これが本来差異であるのか、あるいは別の次元で統一されるものなのか、差異であるとするれば、その原因は何処に存するのか。この問題を解決するためには、1794年のパリへの旅行とフランス革命の推移のペスタロッチに対する意味を明らかにすることが必要と思われるが、ここでは、シュテーフナー運動への対応におけるペスタロッチの基本的な政治的態度的特徴点を、その前の時期と

72) 73) 74) Pestalozzi: S. Br. Bd III. S. 305

75) Pestalozzi: S. Br. Bd III S. 307

76) Pestalozzi: S. Br. Bd III S. 540

京都大学教育学部紀要 XVIII

比較して指摘し、このシュテーフナー運動との直面は、1798年ヘルヴェティア共和国の成立後の『ヘルヴェティア国民新聞』*Helvetisches Volksblatt* の編集者からはじめて、シュタンツでの教育実践及びそれ以降の思想と実践に対して重要な意味をもつものであったことを示すに止める。